

災害時に避難所でのペット受け入れ開始 ～ペットと一緒に避難できます～

令和4年2月1日より、避難所で災害時におけるペットの受け入れを開始します。発災当初におけるペットの受け入れは、ペットを飼っている方にとって避難しやすくする観点から、全ての避難所（最大32箇所）で対応し、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット避難所として運営することを基本とします。

1 ペットに関する避難の定義

同行避難…災害発生時に、飼い主がペットを連れて避難場所まで安全に避難することで、避難所で人と同居するものではない。

同伴避難…避難者が避難所でペットを飼養管理すること。（≒ペットとともに安全かつ衛生的な避難生活を送ること）

2 ペット同行避難ガイドラインの作成

環境政策課において、「生命あるものを大切にする」という視点に立ち、市民の皆さまへ、市内の避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）を作成しました。

3 被害状況が落ち着いてからの流れ

発災してから24時間後を目安に、被害状況がある程度判明した段階で、自宅が居住可能な状態にある方はペットと共に帰宅します。自宅が被災し、帰宅困難な方は、北部公園体育館での飼養管理する（同伴避難）こととします。

※別紙「ペット同行避難ガイドライン」P7参照

4 市民への周知方法

広報えびな、市HP、自治会回覧、動物病院・ペットショップへの配架等

◎ この件に関するお問い合わせ

【ペットに関すること】海老名市経済環境部環境政策課 電話 046・235・4912

【避難所に関すること】海老名市市長室危機管理課 電話 046・235・4790